

## 文書質問に関する基準

平成25年12月25日

全員協議会決定

### 1 趣旨

この基準は、江田島市議会基本条例（平成25年江田島市条例第36号）第7条第4号及び第5号に規定する文書質問について、必要な事項を定める。

### 2 運用基準

- (1) 議員からの要請，質問は文書で行うことができるものとし，この場合行政からの答弁は公文書とするものとする。
- (2) 文書質問の内容は，一般質問として行う内容に相当する程度とし，質問書（様式第1号）において，その趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。
- (3) 江田島市情報公開条例（平成17年条例第7号）第7条第1項に規定する非公開情報は，回答の対象としない。
- (4) 市長等は，質問書の送付を受けた後，速やかに答弁書（様式第2号）を議長に提出するものとする。ただし，答弁書を提出できない場合は，その理由を議長に連絡するものとする。
- (5) 議長は，前号に定める連絡を受けたときは，速やかに当該質問者に送付するものとする。
- (6) 議長は，第4号ただし書に定める連絡を受けたときは，速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。
- (7) 議長は，質問書に対する市長等の答弁期日について，1週間を目安に指定することができるものとする。
- (8) 議長は，質問書及び答弁書について，その写しを議会事務局で保存させるとともに，全議員に配布するものとする。
- (9) 質問書及び答弁書の内容は，ホームページ等で公開することとする。

- (10) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

受付番号	江議第	号
受付日	年	月 日
送付日	年	月 日
答弁期日	年	月 日
答弁受理日	年	月 日

江田島市議会議長

様

会 派 名 .....

質問者氏名 .....

文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

\* 内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

(1) 質問項目

(2) 質問の要旨

(3) 答弁期日を指定する理由（議長指定以外の場合に必ず記入すること。）

(様式第2号)

年 月 日

江田島市議会議長

様

江田島市長

印

(担当部局：)

文 書 質 問 答 弁 書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく  
議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

(2) 答弁内容